

国民健康保険税率改定の考え方（令和6年度課税）

令和5年7月7日作成

- ① 「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」に基づき、令和8年度までに赤字の解消を図るため、保険税率設定の見直しにより、令和6年度、令和7年度及び令和8年度において、それぞれ3億3千万円の赤字解消・削減に取り組む。
- ~~② 課税限度額については、「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」に基づき、令和5年度の法定限度額と同額とする。~~
- ③ 令和6年度の改定にあたっては、各区分での標準保険税率との乖離額を参考に、均等割額をバランスよく引き上げるとともに、所得割率についても、標準保険税率を参考に改定する。
- ④ 令和9年度の保険税水準の準統一に向け、保険税が急激に増加しないよう段階的に標準保険税率に近づけていくこととする。
※ 令和7年度及び令和8年度の改定額については、今後の標準保険税率の推移などを考慮して決定する必要があることから、毎年度、県から示される標準保険税率を参考に、改定額を検討する。
- ⑤ 応能割（所得割）と応益割（均等割）の賦課割合については、「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」において目標としている、53対47へと段階的に移行する。

○現行税率（賦課割合は令和5年度当初課税時点の比率）

区 分	所得割税率	均等割額	賦課割合 (応能応益比率)
医療分（基礎課税分）	7.35%	27,500円	62.5 : 37.5
後期高齢者支援金等分	2.40%	9,400円	61.2 : 38.8
介護納付金分	2.00%	12,300円	55.9 : 44.1
医療分、支援金等分及び介護分の合計 (40歳以上65歳未満の被保険者)	11.75%	49,200円	
医療分と支援金等分の合計 (上記以外の被保険者)	9.75%	36,900円	